

2019.09.02

## ESG リスクトピックス <2019 年度第 5 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

### 今月の主なトピックス

#### Environmental—環境—

##### ■ 気候変動 ■

##### 経済産業省、カーボンリサイクル技術ロードマップを公表

経済産業省は 6 月 7 日、CO<sub>2</sub> を資源として分離・回収し、燃料や原料として再利用するカーボンリサイクルについて、技術ロードマップを公表した。ロードマップは、CO<sub>2</sub> の利用が可能なエネルギー・製品ごとに、技術の現状とコスト低減に向けた課題を明確化し、2030 年・2050 年の開発目標を設定したものである。

CO<sub>2</sub> の大気中への排出抑制につながるカーボンリサイクル技術は、気候変動問題などの解決に向けて有望な選択肢の一つである。経済産業省は、本ロードマップを国内外における産学官の関係者に共有することにより、本分野でのイノベーションを加速する方針を示している。

(参考情報：2019 年 6 月 7 日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190607002/20190607002.html>)

##### ■ 気候変動 ■

##### 英国、2021 年に金融機関の気候変動ストレステストを実施

英国の中央銀行であるイングランド銀行は 6 月 20 日、気候変動リスクマネジメントの主流化を図るため、英国内の金融機関について 2021 年に気候変動ストレステストを実施すると発表した。

それに先んじて同行の健全性監督機構（PRA = Prudential Regulation Authority）は 6 月 18 日、保険会社に対して 2 年ごとに実施する保険ストレステストのガイダンスを公表した。同ガイダンスでは保険会社に対して、以下の気候変動シナリオの財務影響を算出して報告することを求めている。

- ・シナリオ(A)：2℃未満シナリオ（2022 年時点） ※ 2022 年に急激な政策転換が発生する前提
- ・シナリオ(B)：2℃未満シナリオ（2050 年時点） ※ 緩やかな政策導入
- ・シナリオ(C)：4℃超過シナリオ（2100 年時点） ※ 温室効果ガス削減の動きなし

(参考情報：2019 年 6 月 18 日及び 6 月 20 日付 イングランド銀行 HP：

<https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/letter/2019/insurance-stress-test-2019>

<https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/report/2019/response-to-the-future-of-finance-report>)

## ■ 気候変動 ■

## 積水化学、TCFD 提言に基づく気候関連シナリオ公表

積水化学工業（株）は7月9日、同社初となる気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に基づく情報開示を行った。15ページに及ぶ報告書には、TCFDが開示を推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4項目において、同社グループの気候変動課題への対応が記載されている。

「戦略」のパートでは「脱化石スマート社会」「循環持続社会」「大量消費社会」「地産地消社会」という4つのシナリオを策定し、定性的に機会・リスクを整理し、事業を通じてどのように課題解決に貢献しつつビジネスを拡大するか検討されている。

(参考情報：2019年7月10日付 積水化学 HP：[https://www.sekisui.co.jp/news/2019/1341531\\_34598.html](https://www.sekisui.co.jp/news/2019/1341531_34598.html))

## ■ 気候変動 ■

## 気候非常事態宣言、世界 900 以上の政府・自治体に拡大

2018年以降の青少年を中心とした気候ストライキの拡大を契機として、「気候非常事態宣言（CED = Climate Emergency Declaration）」を行った政府・自治体が世界18か国935の国・自治体に急増している。特に2019年4月以降、国レベルでもイギリス、アイルランド、ポルトガル、カナダ、フランス、アルゼンチンなどの議会が宣言を可決している。自治体ではニューヨーク、サンフランシスコ、パリ、シドニー、メルボルン、チューリッヒ、アムステルダム、ミラノ、ナポリなどが宣言を行っている。

CEDは気候変動が人類を脅かす危機であると認めるとともに、非常事態としてそれに十分対処できる規模と速度で政策を動員することを求めている。

(参考情報：2019年8月7日付 Climate Emergency Declaration Campaign HP：  
<https://climateemergencydeclaration.org/climate-emergency-declarations-cover-15-million-citizens/>)

## Social—社会—

## ■ ワークライフバランス ■

## ユニリーバ・ジャパン、ワーケーション「地域 de WAA」を導入

ユニリーバ・ジャパンは7月18日、全国6つの自治体と連携し、ユニリーバ式のワーケーション\*「地域 de WAA(Work from Anywhere and Anytime)\*\*」を導入することを発表した。コワーキングスペースとしての自治体施設の無料利用、地域のイベント・アクティビティへの参加が可能。また、自治体の指定する地域課題解決活動に参加することで、提携宿泊施設の宿泊費が無料または割引となる。本取組は、同社社員の働き方の拡充に加え、地域の枠を超えた人材交流により、地域に根差した新しいイノベーションやビジネスモデルの創出も企図している。

\* 「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語。テレワークを活用し、リゾート地等、職場から離れた地域で仕事をする。

\*\* 2016年7月に同社が導入した、働く場所・時間を社員が自由に選べる働き方。

(参考情報：2019年7月18日付 ユニリーバ・ジャパン HP：  
<https://www.unilever.co.jp/news/press-releases/2019/unilever-japan-introduces-regional-de-waa.html>)

## ■ 情報管理 ■

**GDPR 適用開始から 1 年 欧州委が現状を高評価の一方、市民啓発などの課題を認識**

欧州委員会は 7 月 24 日、2018 年 5 月の EU 一般データ保護規則（GDPR）の適用開始から 1 年が経過したのを受け、現状のレビュー結果を公表した。各 EU 加盟国による個人データの適切な保護に必要な法的措置の導入や企業のコンプライアンス文化の醸成、市民の権利意識の向上などの点で進展を評価。一方で、大半の市民が自身の個人データについて保護責任を負う公的機関を認識していない点などを挙げ、市民への啓発活動の強化などを今後の取組み課題とした。

（参考情報：2019 年 7 月 24 日付 欧州委員会 HP：[https://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-19-4449\\_en.htm](https://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-4449_en.htm)）

## Governance—ガバナンス—

## ■ ESG 投資 ■

**環境省が、企業の環境活動の評価基準を公表、投資家の ESG 投資先選別時の参考が目的**

環境省は 7 月 8 日、企業の環境活動の評価の視点を提示した『「環境サステナブル企業」\*についての評価軸と評価の視点』を公表した。投資家が、ESG 投資先に環境配慮と企業価値向上を同時に目指す企業を選別する際の参考にすることが目的。「リスク・事業機会・戦略」「各種 KPI（の設定や達成状況）」「ガバナンス」「その他の加点要素」の 4 つの評価軸で構成する。投資家だけでなく、企業が環境活動やその情報開示に際して投資家の視点を理解する際の参照も想定した。なお、同省は本基準に即した企業の表彰制度を 2019 年度に新設する予定。

\* 「環境関連の重要な機会とリスクを、企業価値向上に向け経営戦略に取り込み、企業価値にもつなげつつ環境への正の効果を生み出している企業」（本基準より）。

（参考情報：2019 年 7 月 8 日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/106972.html>）

## ■ IT ガバナンス ■

**経産省、企業の戦略的 IT 活用推進で取締役会の実効性評価項目を公表**

経済産業省は 7 月 31 日、企業の戦略的な IT 活用・推進における取締役会の実効性評価の項目を公表した。取締役の選任・評価やビジョンの共有、ガバナンス、意思決定や情報開示など、事業のデジタル化・IT 化に伴う価値創出とリスク低減で取締役会が備えるべき機能などを提示した。

（参考情報：2019 年 7 月 31 日付 経済産業省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190731003/20190731003.html>）

## 全般・その他

## ■ SDGs ■

**ベルテルス財団と SDSN、2019 年度版「SDG Index and Dashboards」を公開**

ドイツのベルテルス財団と SDSN\*（Sustainable Development Solutions Network）は 6 月 28 日、2019 年度版「SDG Index and Dashboards」を公開した。本レポートは 2016 年から毎年発行しており、各国の SDGs の達成状況をまとめ、ランキング化している。なお、各国の解説では、SDGs の各目標に対する現状を色で表示し、その取組が良い方向性に向かっているか否かを矢印で表示している。今回、SDGs の各目標のうち、目標 13「気候変動に具体的な対策を」、目標 14「海の豊かさを守ろう」、目標 15「陸の豊かさを守ろう」の 3 つについては、全体的に対策が遅れていると指摘している。

\* 学術機関や民間企業などのステークホルダーと連携し、持続可能な開発に役立つ実践的な解決策の促進のために

構成された組織。2012年に国連の潘基文事務総長が設立を発表した。

(参考情報：2019年6月28日付 SDG index HP：

[https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2019/2019\\_sustainable\\_development\\_report.pdf](https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2019/2019_sustainable_development_report.pdf))

## ■ ESG 報告 ■

### CRD、非財務情報開示における7原則をまとめる

「Corporate Reporting Dialogue\* (CRD)」は7月2日、非財務情報開示における透明性と説明責任を高めるために企業の報告書の作成者が従うべき7つの原則をまとめた。CRDの参加機関は、現代社会と金融市場において、透明性と説明責任が質の高いガバナンス体制の構築とステークホルダーの意思決定の手助けに不可欠としている。

「マテリアリティ」「完全性」「正確性」「バランス」「明確性」「比較可能性」「信頼性」の7つの項目の十分性を満たすことが重要であるとまとめた。

\* 各ガイドラインの整合性を高めるために、CDP、CDSD（気候情報開示標準化審議会）、GRI、ISO、IIRC（国際統合報告評議会）、SASB（アメリカのサステナビリティ会計基準審議会）、IASB（国際会計基準審議会）の7つの機関と、オブザーバーとしてFASB（アメリカの財務会計基準審議会）が参加しているイニシアチブ。

(参考情報：2019年7月2日付 CRD HP：

<https://corporatereportingdialogue.com/wp-content/uploads/2019/07/Understanding-the-value-of-transparency-and-accountability-paper-1.pdf>)

## 今月の『注目』トピックス

<SDGs>

○国連が「SDGs レポート 2019」を発表、気候変動と格差拡大が目標達成の妨げに  
(参考情報 : 2019 年 7 月 9 日付 国連 HP: <https://unstats.un.org/sdgs/report/2019/>)

国連は7月9日、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPPF)の開催にあたり「SDGs レポート 2019」を発表した。

本報告書では SDGs の 17 の目標全ての実現に向けた進捗状況の測定結果を示している。SDGs 策定から 4 年が経過した現在では、極度の貧困の大幅な減少や予防接種の普及、幼児死亡率の引き下げ等、いくつかの分野で前進がみられる一方で、気候変動対策や生物多様性等の環境関連の目標と、国家間・国内的な格差拡大に対しては課題があるとしている。

最も対応が遅いと指摘された気候変動については、上昇を続けている温室効果ガスの排出を削減しなければ、今後数十年で平均気温の 1.5°C の上昇、海洋酸性度の上昇、自然災害の頻度の増加と深刻化、100 万種の動植物の絶滅危機といった問題が引き起こされ、結果として広域の食糧不足と飢餓により、2050 年までに最大 1 億 4,000 万人が現在の住処を追われる可能性を示唆した。

国家間・国内的な格差拡大については、貧困や飢餓、病気が最も弱い立場に置かれた人や国に集中し続けており、グローバルな対応が不十分だと警告した。

一方で、温室効果ガスの排出量の削減が雇用の創出、住みやすい街づくり、人々の健康向上に密接に関係しているように、目標全体の相互の関係性を活用することにより、目標達成を加速できる貴重なチャンスであることも示した。また、地球規模の課題に対応していくため、国際協力と他国間行動の強化の重要性についても強調した。



## Q&amp;A

**Question**

2019年3月にGSIA（Global Sustainable Investment Alliance）から2018年度のESG投資に関する報告書が公表され、国内外でE（環境）、S（社会）、G（企業統治）投資が拡大していることが分かりました。このような状況において、企業にはどのような対応が求められていますか。

**Answer**

## 1. ESG投資に対する投資家の視点

なぜ、投資家はESG課題へ積極的に取り組む企業に対し投資をするのでしょうか。ESGはEnvironment（環境）、Society（社会）、Governance（企業統治）のことを指し、ESG要素を考慮した投資判断を行うことをESG投資といいます。従来は投資の判断材料として、決算情報やキャッシュフローといった財務情報が主に使われていましたが、ESG投資ではESGに関する企業の取り組みといった非財務情報も併せて投資判断を行います。ESGに関する企業の取り組みとして、「E」はCO<sub>2</sub>の排出量削減など地球温暖化対策、「S」は女性活躍推進や労働環境の改善、「G」は社外取締役の採用などガバナンスへの配慮などがあげられます。ESGが企業の持続的成長や中長期的な価値向上に関係しており、こういった活動に積極的に取り組むESG評価の高い企業は、将来の成長が見込める持続性の高い企業とみなされる傾向にあります。

ESG投資が注目されたのは2006年に当時のアナン国連事務総長が、機関投資家に対して投資の観点にESGを取り入れることを提唱したPRI（責任投資原則）\*がきっかけです。この背景には、世界中で拡大する経済格差や生産活動によって排出される二酸化炭素等がもたらす気候変動など、経済活動がもたらす負の側面が認識されるようになったことがあります。また2008年のリーマン・ショックは、投資家からの企業に対する短期的な利益追求への過剰な圧力が要因とされ、投資家・企業の短期的な利益追求に対する批判が高まりました。これらをきっかけに、投資家がESGを考慮することで企業が短期的利益追求に陥ることを防ぎ、投資を通じて企業のESGへの取り組みを後押しすることができるESG投資が認知され広まりました。こうした動きに対して、投資家等から企業に対しESGに関する情報公開を求める動きが広がっています。

## 2. ESG投資の急進

## (1) 世界の動向

ESG投資は2006年のPRIをきっかけに欧米を中心に普及してきました。2019年3月に公表されたGSIAの報告書によれば、2018年の世界のESG投資残高は30兆6,830億米ドルで2016年比34%の増加となり、世界においてESG投資が着実に拡大していることがうかがえます。ESG投資が多い地域は欧州と米国で、欧州は世界のESG投資の46%、米国は39%を占めています。

## (2) 日本の動向

2015年9月、世界最大規模の機関投資家である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、国連が支持するPRIに署名しました。また、スチュワードシップ・コード\*\*及びコーポレートガバナンス・コード\*\*\*の2つのコードが制定されました。これらをきっかけに国内の投資・金融の分野では、ESG投資への関心が高まると同時に企業に対してESGに関する情報開示を求める動きが広がっています。

先述のGSIAの報告書によると、2018年の日本のESG投資額は2兆1,800億米ドル（国内の全投資の18.3%）であり、2016年比で4.6倍に増加しています。この事実からも、日本国内におけるESG投資が急速に拡大していることがわかります。

### 3. 適切な ESG 情報開示

投資家から持続可能な企業と判断されるためには、持続可能な社会とは何かを考え、長期的な視点で自社のあるべき姿を検討する必要があります。そのうえで、ESG 課題がもたらす自社への影響を分析し、その結果について戦略的に情報開示をすることが求められます。情報開示には、「国際統合報告フレームワーク」\*\*\*\*、「GRI スタンダード」\*\*\*\*\*などの情報開示のフレームワークを活用することで幅広いニーズへの対応が可能となります。さらに E（環境）に関しては、気候変動関連のリスク・機会についても開示が求められています。2015 年のパリ協定\*\*\*\*\*をきっかけに、2016 年に金融安定理事会（FSB）が TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）\*\*\*\*\*を設置し、2017 年に気候関連情報開示に関する提言を発表しました。この提言に対して、2019 年 7 月時点で国内外 825 の金融、非金融、政府機関が賛同を表明しています。TCFD は企業に積極的に気候変動に関するリスクと機会が財務に及ぼす影響について分析し、それを公開することを提言しています。特にこのリスクと機会の分析においては、中長期的なシナリオにもとづく分析と情報開示が推奨されています。これを定期的に見直すことにより、経営課題として気候変動にどう対応すべきかの判断が可能となります。こういったガイドラインや提言に沿った情報開示によって、投資家は各社の ESG に関する情報の比較が可能となり、企業価値をより適切に評価することが可能になります。

### 4. おわりに

ESG 投資には、投資を通じて企業の ESG への取り組みを後押しし、企業とひいては社会全体が長期にわたり持続的に成長していくこと、すなわち社会全体のサステナビリティを高めることが期待されています。ESG 投資を呼び込むために、企業は ESG を経営の主要な課題ととらえ、それが本業へもたらすリスクと機会について分析し、それらを非財務情報として適切に開示することが求められています。

#### \* PRI（責任投資原則）

2006 年に当時の国連事務総長コフィ・アナンの提唱により作成された自主的な投資原則。投資の意思決定の際に E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）に配慮することなど 6 つの原則からなる。

#### \*\* コーポレートガバナンス・コード

2013 年に日本政府が閣議決定した「日本再興戦略(Japan is Back)」及び 2014 年の改定版で、成長戦略として掲げた 3 つのアクションプランの一つ「日本産業再興プラン」の具体的施策である「コーポレートガバナンス（企業統治）」の強化を官民挙げて実行する上での規範。

#### \*\*\* スチュワードシップ・コード

2014 年に金融庁は日本版スチュワードシップ・コードと呼ばれる「「責任ある機関投資家」の諸原則」を制定した。この原則は期間投資家に対して、投資家としての責任を果たすために投資先企業と対話を通じて企業の成長を促すことなどを求めている。

#### \*\*\*\* 国際統合報告フレームワーク

IIRC(International Integrated Reporting Council) により 2013 年に策定されたフレームワーク。企業が統合報告書を作成する際の、報告書の内容及び情報の表示方法に関する指導原則等が示されている。

#### \*\*\*\*\* GRI スタンダード

GRI (Global Reporting Initiative) により策定された、サステナビリティに関する報告のための国際的な基準。GRI はサステナビリティに関する報告のための基準の策定と普及を目的とする非営利団体。

\*\*\*\*\* パリ協定

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、2015 年 12 月 12 日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）のこと。産業革命前からの世界の平均気温上昇を「2 度未満」に抑えること、加えて平均気温上昇「1.5 度未満」を目指すことを目的としている。

\*\*\*\*\* TCFD

2016 年に金融システムの安定化を図る国際的組織、金融安定理事会（FSB）によって設立された「気候変動関連財務情報開示タスクフォース（The FSB Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」のことで、2017 年 6 月に①気候関連のリスクと機会について情報開示を行う企業を支援すること、②低炭素社会へのスムーズな移行によって金融市場の安定化を図ること、の 2 点を目的とした最終提言を公開した。

リスクマネジメント第三部 サステナビリティグループ  
アシスタントマネジャー 木根森 敦子

以 上



MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部**  
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)  
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)  
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)  
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019